

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(m) ～ (q) (略)</p> <p>(r) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>再処理施設には，設計基準事故が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備す</p>	<p>(m) ～ (q) (略)</p> <p>(r) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>再処理施設には，設計基準事故が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所は，有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために，有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては，有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から，有毒化学物質の性状，貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。敷地内の固定源に対しては，当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，当該要員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては，換気設備の外気の取り入れを遮断する等の対策により，当該要員を防護できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備す</p>	<p>(m) ～ (q) (略)</p> <p>(r) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>再処理施設には，設計基準事故が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所は，有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により，当該要員の対処能力が著しく低下し，安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備す</p>	<p>第 26 条第 2 項の追加要求事項に対する設計方針として，緊急時対策所にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>る。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>る。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>リ．その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(ix) 緊急時対策所 再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²の建物である。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。</p> <p>緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。</p> <p>所内データ伝送設備は、「リ.(4)(x) 通信連絡設備」に、モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ.放射線管理施設の設備」に記載する。</p>	<p>リ．その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(ix) 緊急時対策所 再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²の建物である。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。</p> <p>緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。</p> <p>所内データ伝送設備は、「リ.(4)(x) 通信連絡設備」に、モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ.放射線管理施設の設備」に記載する。</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。敷地内の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、換気設</u></p>	<p>リ．その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(ix) 緊急時対策所 再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²の建物である。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。</p> <p>緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。</p> <p>所内データ伝送設備は、「リ.(4)(x) 通信連絡設備」に、モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ.放射線管理施設の設備」に記載する。</p>	<p>第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として、制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p> <p>文脈より、データ収集装置の設計に関する記載は、居住性の確保に係る記載の後に記載することが適当であると判断し、後段に記載</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないことがないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定した場合において、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさな</p>	<p><u>備の外気の取り入れを遮断する等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないことがないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定した場合において、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさな</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないことがないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定した場合において、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさな</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>い設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</p>	<p>い設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</p>	<p>い設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>第5表 重大事故等対処における手順の概要（14/15）</p>		<p>変更なし</p>	
<p>方針目的</p>	<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p>		
	<p>【居住性を確保するための措置】 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。</p> <p>【重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。</p> <p>【必要な数の要員の収容に係る措置】 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p> <p>なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p>【緊急時対策建屋電源設備からの給電措置】 重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の460V緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。</p>		

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>対応手段等</p> <p>居住性を確保するための措置</p> <p>緊急時対策所立ち上げの手順</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p>	<p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p>	<p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>有毒ガスの発生時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、緊急時対策建屋換気設備による外気の取り入れを遮断することで、当該要員を有毒ガスから防護するため再循環モードに切り替える。また、必要に応じて防護具を着装する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p>	<p>技術的能力 1.0 の追加要求事項を受け、緊急時対策所にとどまる要員の防護に係る手順を追加</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文		2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等			変更なし	
対応手段等	居住性を確保するための措置	原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順	<p>（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順に着手する。</p>	
			<p>（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順に着手する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文		2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞		最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考	
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等						
対応手段等	居住性を確保するための措置	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順	重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。	重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、 有毒ガス の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。	換気設備の隔離が、有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更
			緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順	再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。	再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。	
			緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入モードへの切替手順	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入モードへ切り替える手順に着手する。	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入モードへ切り替える手順に着手する。	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文		2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等				
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	<p>緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順</p> <p>重大事故等が発生した場合に，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間，通信連絡設備により，必要なパラメータの情報を収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を実施する手順に着手する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間，通信連絡設備により，必要なパラメータの情報を収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を実施する手順に着手する。</p> <p>有毒ガス発生時には，通信連絡設備により認知し，緊急時対策建屋換気設備による外気の取り込みを遮断する手順に着手する。</p>	通信連絡設備による有毒ガスを検知して緊急時対策所の居住性を確保するための手順を追加
		<p>緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合に，緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順に着手する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に，緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順に着手する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考					
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="222 401 1332 1820"> <tr> <td data-bbox="222 443 424 934" rowspan="2"> <p>対応手段等</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置</p> </td> <td data-bbox="424 443 537 934"> <p>重大事故等に対処するための 対策の検討に必要な資料の整備</p> </td> <td data-bbox="537 443 1332 934"> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 934 537 1820"> <p>通信連絡に関する手順等</p> </td> <td data-bbox="537 934 1332 1820"> <p>重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。</p> </td> </tr> </table>		<p>対応手段等</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置</p>	<p>重大事故等に対処するための 対策の検討に必要な資料の整備</p>	<p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>通信連絡に関する手順等</p>	<p>重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。</p>	<p>変更なし</p>	
<p>対応手段等</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置</p>	<p>重大事故等に対処するための 対策の検討に必要な資料の整備</p>		<p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>					
	<p>通信連絡に関する手順等</p>	<p>重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。</p>						

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文		2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞		最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考	
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等						
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理 及び出入管理区画用資機材の維持管理等	放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）	<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体の汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う手順に着手する。</p>	<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況及び有毒ガスが発生した状況において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体の汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う手順に着手する。</p>	<p>有毒ガス防護として防護具類を使用することを明確にするための記載を追加</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文		2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞		最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等					
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	出入管理区画の設置及び運用手順	変更なし	
			換気設備の切替手順		
			<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順に着手する。</p> <p>出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。</p>		
			<p>運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える手順に着手する。</p>		

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文		2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞		最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等					
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	飲料水，食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後，少なくとも外部からの支援なしに7日間，活動するために必要な飲料水，食料等を備蓄するとともに，通常時から維持，管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水，食料等の支給を適切に運用する。 また，緊急時対策所内での飲食等の管理として，適切な頻度で緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い，飲食しても問題ない環境であることを確認する。	変更なし
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等					
対応手段等	緊急時対策建屋電源設備からの給電措置	緊急時対策建屋用発電機による給電手順		緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において，外部電源が喪失した場合は，緊急時対策建屋用発電機が自動起動し，緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。 火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。 また，降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し，緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は，給気フィルタの交換を行う。	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
配慮すべき事項	<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>作業性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	変更なし	
	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p>		
	<p>燃料給油</p> <p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>		
	<p>放射線防護</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>		

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文		2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞			最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
第6表 重大事故等対策における操作の成立性(13/14)					変更なし	
緊急時対策所の居住性等に関する手順等	手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
	緊急時対策建屋換気設備の起動確認		本部長	1人	5分以内	11時間
			非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定		本部長	1人	10分以内	24時間
			非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定		本部長	1人	10分以内	11時間
			非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定		実施責任者	1人	1時間以内	11時間
			放射線対応班長	1人		
			建屋外対応班長	1人		
			放射線対応班の班員	2人		
			建屋外対応班の班員	3人		
	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替え		本部長	1人	1時間40分以内	11時間
			非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧		本部長	1人	45分以内	※2
			非常時対策組織の要員	2人		
緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え		本部長	1人	2時間30分以内	※2	
		非常時対策組織の要員	2人			
緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視		本部長	1人	5分以内	※2	
		非常時対策組織の要員	2人			
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備		重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。				
放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等		7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。				
出入管理区画の設置及び運用		本部長	1人	1時間以内	11時間	
		非常時対策組織の要員	3人			
緊急時対策建屋換気設備の切り替え		本部長	1人	1時間以内	※2	
		非常時対策組織の要員	2人			
飲料水、食料等の維持管理		重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。				
緊急時対策建屋用発電機による給電		本部長	1人	5分以内	※1	
		非常時対策組織の要員	2人			

※1：速やかな対処が求められるものを示す。
 ※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>1.9.26 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(緊急時対策所) 第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。 緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。 緊急時対策所は、再処理施設の外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を</p>	<p>1.9.26 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(緊急時対策所) 第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。 <u>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</u></p> </div> <p>適合のための設計方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。 緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。 緊急時対策所は、再処理施設の外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を</p>	<p>1.9.26 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(緊急時対策所) 第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。 <u>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</u></p> </div> <p>適合のための設計方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。 緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。 緊急時対策所は、再処理施設の外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を</p>	<p>第26条第2項の追加 要求事項を反映</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
設置又は配備する。	<p>設置又は配備する。</p> <p><u>第2項について</u> <u>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。敷地内の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、換気設備の外気の取り入れを遮断する等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>設置又は配備する。</p> <p><u>第2項について</u> <u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、固定施設及び可動施設を特定し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">【補足説明資料2-4】</p>	<p>第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として、緊急時対策所にとどまる要員の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>1.9.46 緊急時対策所</p> <p>(緊急時対策所) 第四十六条 第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を整えたものをいう。</p> <p>一 基準地震動による地震力に対し、免震機能等によ</p>	<p>1.9.46 緊急時対策所</p> <p>(緊急時対策所) 第四十六条 第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を整えたものをいう。</p> <p>一 基準地震動による地震力に対し、免震機能等によ</p>	<p>1.9.46 緊急時対策所</p> <p>(緊急時対策所) 第四十六条 第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を整えたものをいう。</p> <p>一 基準地震動による地震力に対し、免震機能等によ</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>り、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>二 緊急時対策所と制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p>	<p>り、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>二 緊急時対策所と制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p>	<p>り、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>二 緊急時対策所と制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>六 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な数の要員を含むものをいう。</p>	<p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>六 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な数の要員を含むものをいう。</p>	<p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>六 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な数の要員を含むものをいう。</p>	
<p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>第1項第一号について</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。また、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を供給するため、多重性を有</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>第1項第一号について</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。また、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を供給するため、多重性を有</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>第1項第一号について</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。また、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を供給するため、多重性を有</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>する電源設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対し独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の装着及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>第1項第二号について</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。</p> <p>第1項第三号について</p> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようにするため、通信連絡設備を設置又は配備する。</p> <p>第2項について</p>	<p>する電源設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対し独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の装着及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>第1項第二号について</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。</p> <p>第1項第三号について</p> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようにするため、通信連絡設備を設置又は配備する。</p> <p>第2項について</p>	<p>する電源設備を設置する。有毒ガスが発生した場合に、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対し独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の装着及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>第1項第二号について</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。</p> <p>第1項第三号について</p> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようにするため、通信連絡設備を設置又は配備する。</p> <p>第2項について</p>	<p>有毒ガス防護として防護具類を配備することを追記</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う支援組織の要員に加え、重大事故等の対策活動を行う実施組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>ここでいう支援組織は実施組織に対して技術的助言を行う「技術支援組織」及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える「運営支援組織」であり、以下「支援組織」という。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う支援組織の要員に加え、重大事故等の対策活動を行う実施組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>ここでいう支援組織は実施組織に対して技術的助言を行う「技術支援組織」及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える「運営支援組織」であり、以下「支援組織」という。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う支援組織の要員に加え、重大事故等の対策活動を行う実施組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>ここでいう支援組織は実施組織に対して技術的助言を行う「技術支援組織」及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える「運営支援組織」であり、以下「支援組織」という。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>9.16 緊急時対策所</p> <p>9.16.1 設計基準対象の施設</p> <p>9.16.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>緊急時対策所は、MO X 燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p>	<p>9.16 緊急時対策所</p> <p>9.16.1 設計基準対象の施設</p> <p>9.16.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、MO X 燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p>	<p>9.16 緊急時対策所</p> <p>9.16.1 設計基準対象の施設</p> <p>9.16.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、MO X 燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として、緊急時対策所にとどまる要員の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>9.16.1.2 設計方針</p> <p>(1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>(5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。 緊急時対策所は、M O X 燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p>	<p>9.16.1.2 設計方針</p> <p>(1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>(5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。 緊急時対策所は、M O X 燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p> <p><u>(6) 緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。</u></p>	<p>9.16.1.2 設計方針</p> <p>(1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>(5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。 緊急時対策所は、M O X 燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p> <p><u>(6) 緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができるようにするため、換気設備を設置する設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</u></p>	<p>第 26 条第 2 項の追加要求事項に対する設計方針として、緊急時対策所にとどまる要員の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p>
<p>9.16.1.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。 緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。</p>	<p>9.16.1.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。 緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。</p>	<p>9.16.1.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。 緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>第9.16-1表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様</p> <p>1. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～25.0v o 1%</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～5.0v o 1%</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～9.0ppm</p> <p>2. 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) データ収集装置</p> <p>台 数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>b) データ表示装置</p>	<p>第9.16-1表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様</p> <p>1. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～25.0v o 1%</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～5.0v o 1%</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～9.0ppm</p> <p>2. 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) データ収集装置</p> <p>台 数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>b) データ表示装置</p>	<p>第9.16-1表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様</p> <p>1. 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台）</p> <p>容 量 約63,500m³/h/台</p> <p>b) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>数 量 1式</p> <p>c) 監視制御盤（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>面 数 1</p> <p>2. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～25.0v o 1%</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～5.0v o 1%</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台 数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～9.0ppm</p> <p>3. 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) データ収集装置</p> <p>台 数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>b) データ表示装置</p> <p>台 数 2（予備として故障時のバ</p>	<p>有毒ガス防護として換気設備を安全機能を有する施設として明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
台 数 2（予備として故障時の バックアップを1台）	台 数 2（予備として故障時の バックアップを1台）	バックアップを1台）	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>9.16.1.4 主要設備</p> <p>(1) 緊急時対策所 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>9.16.1.4 主要設備</p> <p>(1) 緊急時対策所 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定する。敷地内の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、換気設備の外気を取り入れの遮断、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>9.16.1.4 主要設備</p> <p>(1) 緊急時対策所 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気を取り入れを遮断することにより必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>第26条第2項の追加要求事項に対する設計方針として、緊急時対策所にとどまる要員の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
		<p>(2) 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び監視制御盤を設置する設計とする。 緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、必要な要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 本システムの流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパを使用する。 また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態等を確認するため、監視制御盤を使用する。 緊急時対策建屋換気設備の系統概略図を第9.16-1図に示す。</p>	<p>有毒ガス防護として換気設備を安全機能を有する施設として明確化</p>
<p>(2) 緊急時対策建屋環境測定設備 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策建屋情報把握設備 データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-1図に示す。</p> <p>(4) 通信連絡設備 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。 設備の詳細は、「9.17 通信連絡設備」にて整</p>	<p>(2) 緊急時対策建屋環境測定設備 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策建屋情報把握設備 データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-1図に示す。</p> <p>(4) 通信連絡設備 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。 設備の詳細は、「9.17 通信連絡設備」にて整</p>	<p>(3) 緊急時対策建屋環境測定設備 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(5) 緊急時対策建屋情報把握設備 データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-2図に示す。</p> <p>(6) 通信連絡設備 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。 設備の詳細は、「9.17 通信連絡設備」にて整理する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
理する。	理する。		

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>9.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>9.16.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び、換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。また、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。</p> <p>外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品及び汚染防護服等並びにその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>9.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>9.16.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び、換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。また、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。</p> <p>外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品及び汚染防護服等並びにその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>9.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>9.16.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び、換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。また、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。</p> <p>外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品及び汚染防護服等並びにその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	
<p>9.16.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊</p>	<p>9.16.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊</p>	<p>9.16.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	
<p>9.16.2.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-2表(1)に示す。</p> <p>緊急時対策所の放射線管理施設の概略仕様を第9.16-2表(2)に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様を第9.16-2表(3)に示す。</p>	<p>9.16.2.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-2表(1)に示す。</p> <p>緊急時対策所の放射線管理施設の概略仕様を第9.16-2表(2)に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様を第9.16-2表(3)に示す。</p>	<p>9.16.2.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-2表(1)に示す。</p> <p>緊急時対策所の放射線管理施設の概略仕様を第9.16-2表(2)に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様を第9.16-2表(3)に示す。</p>	
<p>第9.16-2表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備（MOX燃料加工施設と共用） 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>2. 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容 量 約63,500m³/h/台</p> <p>b) 緊急時対策建屋排風機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台）</p>	<p>第9.16-2表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備（MOX燃料加工施設と共用） 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>2. 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容 量 約63,500m³/h/台</p> <p>b) 緊急時対策建屋排風機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台）</p>	<p>第9.16-2表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備（MOX燃料加工施設と共用） 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>2. 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容 量 約63,500m³/h/台</p> <p>b) 緊急時対策建屋排風機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台）</p>	<p>換気設備が安全機能を有する施設であることを明確化したことに伴う変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>ップを2台) 容 量 約63,500m³/h/台 c) 緊急時対策建屋フィルタユニット (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形 基 数 6 (予備として故障時のバックアップを1基) 粒子除去効率 99.9%以上 (0.15μmDOP粒子) 容 量 約25,400m³/h/基 d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共用) 数 量 1式 e) 緊急時対策建屋加圧ユニット (MOX燃料加工施設と共用) 容 量 4,900m³ [normal] 以上 f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用) 数 量 1式 g) 対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 基 数 1 測定範囲 -0.5~0.5kPa h) 待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 基 数 1 測定範囲 -0.5~0.5kPa i) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用) 面 数 1</p> <p>3. 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) c) 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>4. 緊急時対策建屋放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p>	<p>ップを2台) 容 量 約63,500m³/h/台 c) 緊急時対策建屋フィルタユニット (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形 基 数 6 (予備として故障時のバックアップを1基) 粒子除去効率 99.9%以上 (0.15μmDOP粒子) 容 量 約25,400m³/h/基 d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共用) 数 量 1式 e) 緊急時対策建屋加圧ユニット (MOX燃料加工施設と共用) 容 量 4,900m³ [normal] 以上 f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用) 数 量 1式 g) 対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 基 数 1 測定範囲 -0.5~0.5kPa h) 待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 基 数 1 測定範囲 -0.5~0.5kPa i) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用) 面 数 1</p> <p>3. 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) c) 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>4. 緊急時対策建屋放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p>	<p>ップを2台) 容 量 約63,500m³/h/台 c) 緊急時対策建屋フィルタユニット (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形 基 数 6 (予備として故障時のバックアップを1基) 粒子除去効率 99.9%以上 (0.15μmDOP粒子) 容 量 約25,400m³/h/基 d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) e) 緊急時対策建屋加圧ユニット (MOX燃料加工施設と共用) 容 量 4,900m³ [normal] 以上 f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用) 数 量 1式 g) 対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 基 数 1 測定範囲 -0.5~0.5kPa h) 待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 基 数 1 測定範囲 -0.5~0.5kPa i) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>3. 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) c) 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>4. 緊急時対策建屋放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p>	<p>換気設備が安全機能を有する施設であることを明確化したことに伴う変更</p> <p>換気設備が安全機能を有する施設であることを明確化したことに伴う変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>a) 可搬型屋内モニタリング設備 a-1) 可搬型エリアモニタ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 0.001~99.99mSv/h a-2) 可搬型ダストサンプラ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) a-3) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 B. G~100km⁻¹ (アルファ線) 計測範囲 B. G~300km⁻¹ (ベータ線) b) 可搬型環境モニタリング設備 b-1) 可搬型線量率計 (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器半導体式検出器 計測範囲 B. G. ~100 mSv/h又はmGy/h 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) b-2) 可搬型ダストモニタ (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器 計測範囲 B. G. ~99.9km⁻¹ 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) b-3) 可搬型データ伝送装置 (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p>	<p>a) 可搬型屋内モニタリング設備 a-1) 可搬型エリアモニタ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 0.001~99.99mSv/h a-2) 可搬型ダストサンプラ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) a-3) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 B. G~100km⁻¹ (アルファ線) 計測範囲 B. G~300km⁻¹ (ベータ線) b) 可搬型環境モニタリング設備 b-1) 可搬型線量率計 (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器半導体式検出器 計測範囲 B. G. ~100 mSv/h又はmGy/h 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) b-2) 可搬型ダストモニタ (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器 計測範囲 B. G. ~99.9km⁻¹ 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) b-3) 可搬型データ伝送装置 (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p>	<p>a) 可搬型屋内モニタリング設備 a-1) 可搬型エリアモニタ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 0.001~99.99mSv/h a-2) 可搬型ダストサンプラ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) a-3) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 B. G~100km⁻¹ (アルファ線) 計測範囲 B. G~300km⁻¹ (ベータ線) b) 可搬型環境モニタリング設備 b-1) 可搬型線量率計 (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器半導体式検出器 計測範囲 B. G. ~100 mSv/h又はmGy/h 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) b-2) 可搬型ダストモニタ (MOX燃料加工施設と共用) 種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器 計測範囲 B. G. ~99.9km⁻¹ 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) b-3) 可搬型データ伝送装置 (MOX燃料加工施設と共用) 台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>b-4) 可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 容量 約3kVA/台</p> <p>5. 緊急時対策建屋情報把握設備 〔常設重大事故等対処設備〕 a) 情報収集装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） b) 情報表示装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） c) データ収集装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） d) データ表示装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>6. 通信連絡設備 「第9.17.2-3表 通信連絡設備及び代替通信連絡設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>7. 緊急時対策建屋電源設備 〔常設重大事故等対処設備〕 a) 電源設備 a-1) 緊急時対策建屋用発電機（MOX燃料加工施設と共用） ディーゼル機関 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） 燃料 A重油（約420L/h） 発電機 種類 三相同期発電機 容量 約1,700kVA/台 力率 0.8（遅れ） 電圧 6.6kV 周波数 50Hz a-2) 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対</p>	<p>b-4) 可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 容量 約3kVA/台</p> <p>5. 緊急時対策建屋情報把握設備 〔常設重大事故等対処設備〕 a) 情報収集装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） b) 情報表示装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） c) データ収集装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） d) データ表示装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>6. 通信連絡設備 「第9.17.2-3表 通信連絡設備及び代替通信連絡設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>7. 緊急時対策建屋電源設備 〔常設重大事故等対処設備〕 a) 電源設備 a-1) 緊急時対策建屋用発電機（MOX燃料加工施設と共用） ディーゼル機関 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） 燃料 A重油（約420L/h） 発電機 種類 三相同期発電機 容量 約1,700kVA/台 力率 0.8（遅れ） 電圧 6.6kV 周波数 50Hz a-2) 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対</p>	<p>b-4) 可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 容量 約3kVA/台</p> <p>5. 緊急時対策建屋情報把握設備 〔常設重大事故等対処設備〕 a) 情報収集装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） b) 情報表示装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） c) データ収集装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） d) データ表示装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>6. 通信連絡設備 「第9.17.2-3表 通信連絡設備及び代替通信連絡設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>7. 緊急時対策建屋電源設備 〔常設重大事故等対処設備〕 a) 電源設備 a-1) 緊急時対策建屋用発電機（MOX燃料加工施設と共用） ディーゼル機関 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台） 燃料 A重油（約420L/h） 発電機 種類 三相同期発電機 容量 約1,700kVA/台 力率 0.8（遅れ） 電圧 6.6kV 周波数 50Hz a-2) 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>策建屋用母線（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 2系統 a－3）緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 4系統 a－4）燃料油移送ポンプ（MO X燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容 量 約1.3m³/h/台 a－5）燃料油配管・弁（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 1式 b）燃料補給設備 b－1）重油貯槽（MO X燃料加工施設と共用） 基 数 2 容 量 約100m³/基 使用燃料 A重油</p>	<p>策建屋用母線（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 2系統 a－3）緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 4系統 a－4）燃料油移送ポンプ（MO X燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容 量 約1.3m³/h/台 a－5）燃料油配管・弁（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 1式 b）燃料補給設備 b－1）重油貯槽（MO X燃料加工施設と共用） 基 数 2 容 量 約100m³/基 使用燃料 A重油</p>	<p>策建屋用母線（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 2系統 a－3）緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 4系統 a－4）燃料油移送ポンプ（MO X燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容 量 約1.3m³/h/台 a－5）燃料油配管・弁（MO X燃料加工施設と共用） 数 量 1式 b）燃料補給設備 b－1）重油貯槽（MO X燃料加工施設と共用） 基 数 2 容 量 約100m³/基 使用燃料 A重油</p>	
<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。 緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。 緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。また、隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合を想定し、地下外壁に防水処理を施し、周囲の地盤を難透水層とする。 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。 緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。 緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。また、隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合を想定し、地下外壁に防水処理を施し、周囲の地盤を難透水層とする。 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。 緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。 緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。また、隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合を想定し、地下外壁に防水処理を施し、周囲の地盤を難透水層とする。 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>所に設置又は配備する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な要員を含め、重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設ける設計とする。また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、通信連絡設備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る設計においては、有効性評価を実施している重大事故等のうち、臨界事故、外的事象の地震を要因として発生が想定される、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を仮定する。</p> <p>また、その想定における放射性物質の放出量は、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定することで、重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。</p> <p>具体的には、臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、可溶性中性子吸収材の効果を見込まず、全核分裂数が1×10^{20}に達したと仮定するとともに、臨界の核分裂により生成する放射性物質の貯留設備への貯留対策の効果を見込まず、放射性物質が時間減衰しないことを想定し設定する。</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、機器注水又は冷却コイル若しくは冷却ジャケット（以下「冷</p>	<p>所に設置又は配備する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な要員を含め、重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設ける設計とする。また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、通信連絡設備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る設計においては、有効性評価を実施している重大事故等のうち、臨界事故、外的事象の地震を要因として発生が想定される、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を仮定する。</p> <p>また、その想定における放射性物質の放出量は、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定することで、重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。</p> <p>具体的には、臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、可溶性中性子吸収材の効果を見込まず、全核分裂数が1×10^{20}に達したと仮定するとともに、臨界の核分裂により生成する放射性物質の貯留設備への貯留対策の効果を見込まず、放射性物質が時間減衰しないことを想定し設定する。</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、機器注水又は冷却コイル若しくは冷却ジャケット（以下「冷</p>	<p>所に設置又は配備する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な要員を含め、重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設ける設計とする。また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、通信連絡設備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る設計においては、有効性評価を実施している重大事故等のうち、臨界事故、外的事象の地震を要因として発生が想定される、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を仮定する。</p> <p>また、その想定における放射性物質の放出量は、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定することで、重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。</p> <p>具体的には、臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、可溶性中性子吸収材の効果を見込まず、全核分裂数が1×10^{20}に達したと仮定するとともに、臨界の核分裂により生成する放射性物質の貯留設備への貯留対策の効果を見込まず、放射性物質が時間減衰しないことを想定し設定する。</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、機器注水又は冷却コイル若しくは冷却ジャケット（以下「冷</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>却コイル等」という。) 通水の効果を見込まず、気体状の放射性物質が発生することを想定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。</p> <p>放射線分解により発生する水素による爆発の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策が機能しないことにより、2回までの放射線分解により発生する水素による爆発を仮定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。</p> <p>また、重大事故等時の緊急時対策所の居住性については、マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず、7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。</p> <p>以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、最大で、外的事象の地震を要因として発生が想定される冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生における約4mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>緊急時対策建屋は、「添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書」の「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5 火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>却コイル等」という。) 通水の効果を見込まず、気体状の放射性物質が発生することを想定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。</p> <p>放射線分解により発生する水素による爆発の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策が機能しないことにより、2回までの放射線分解により発生する水素による爆発を仮定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。</p> <p>また、重大事故等時の緊急時対策所の居住性については、マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず、7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。</p> <p>以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、最大で、外的事象の地震を要因として発生が想定される冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生における約4mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>緊急時対策建屋は、「添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書」の「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5 火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p>	<p>却コイル等」という。) 通水の効果を見込まず、気体状の放射性物質が発生することを想定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。</p> <p>放射線分解により発生する水素による爆発の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策が機能しないことにより、2回までの放射線分解により発生する水素による爆発を仮定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。</p> <p>また、重大事故等時の緊急時対策所の居住性については、マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず、7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。</p> <p>以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、最大で、外的事象の地震を要因として発生が想定される冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生における約4mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>緊急時対策建屋は、「添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書」の「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5 火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p>	<p>技術的能力 1.13 への反映内容を受けて緊急時対策所の居住性確保に必要な設備について明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設との共用を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置図を第9.16-2図及び第9.16-3図に示す。</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>b. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設との共用を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置図を第9.16-2図及び第9.16-3図に示す。</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>b. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設との共用を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置図を第9.16-3図及び第9.16-4図に示す。</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>b. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合又は有毒ガスが発生した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>有毒ガスに対して換気設備の隔離を行うことを明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約50人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>本システムの流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため、監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-4図に示す。</p> <p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。</p>	<p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約50人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>本システムの流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため、監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-4図に示す。</p> <p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。</p>	<p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約50人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>本システムの流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため、監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-5図に示す。</p> <p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 再処理事業者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故等が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するため</p>	<p>12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 再処理事業者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故等が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するため</p>	<p>12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 再処理事業者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故等が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するため</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>の対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。</p> <p>ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>の対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。</p> <p>ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>の対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。</p> <p>ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	
<p>a. 重大事故等の対処手順と設備の選定</p> <p>(a) 重大事故等の対処手順と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し、必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に自主対策設備及び資機材[*]を用いた重大事故等の対処手段を選定する。</p> <p>※ 資機材：「対策の検討に必要な資料」，「放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）」，「出入管理区画用資機材」及び「飲料水，食料等」については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>緊急時対策所の電源は，通常時は，外部電源より給電している。</p> <p>外部電源からの電源が喪失した場合は，その</p>	<p>a. 重大事故等の対処手順と設備の選定</p> <p>(a) 重大事故等の対処手順と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し、必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に自主対策設備及び資機材[*]を用いた重大事故等の対処手段を選定する。</p> <p>※ 資機材：「対策の検討に必要な資料」，「放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）」，「出入管理区画用資機材」及び「飲料水，食料等」については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>緊急時対策所の電源は，通常時は，外部電源より給電している。</p> <p>外部電源からの電源が喪失した場合は，その</p>	<p>a. 重大事故等の対処手順と設備の選定</p> <p>(a) 重大事故等の対処手順と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し、必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に自主対策設備及び資機材[*]を用いた重大事故等の対処手段を選定する。</p> <p>※ 資機材：「対策の検討に必要な資料」，「放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）」，「出入管理区画用資機材」及び「飲料水，食料等」については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>緊急時対策所の電源は，通常時は，外部電源より給電している。</p> <p>外部電源からの電源が喪失した場合は，その</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>機能を代替するための機能，相互関係を明確にした上で，想定する故障に対処できる重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また，重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に整理する（第12－1図～第12－4図）。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により，技術的能力審査基準だけでなく，事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条の要求機能を満足する設備を網羅していることを確認するとともに，自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(b) 重大事故等の対処手段と設備の選定の結果 安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した重大事故等の対処手段，事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条の要求により選定した重大事故等の対処手段とその対処に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する安全機能を有する施設，重大事故等対処設備，自主対策設備，資機材及び整備する手順についての関係を第12－1表に示す。</p> <p>i. 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対処手段及び設備</p> <p>(i) 対処手段 重大事故等が発生した場合において，再処理施設から大気中へ放出する放射性物質等による放射線被ばくから，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため，緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急時対策所 2) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3) 緊急時対策建屋換気設備 	<p>機能を代替するための機能，相互関係を明確にした上で，想定する故障に対処できる重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また，重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に整理する（第12－1図～第12－4図）。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により，技術的能力審査基準だけでなく，事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条の要求機能を満足する設備を網羅していることを確認するとともに，自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(b) 重大事故等の対処手段と設備の選定の結果 安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した重大事故等の対処手段，事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条の要求により選定した重大事故等の対処手段とその対処に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する安全機能を有する施設，重大事故等対処設備，自主対策設備，資機材及び整備する手順についての関係を第12－1表に示す。</p> <p>i. 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対処手段及び設備</p> <p>(i) 対処手段 重大事故等が発生した場合において，再処理施設から大気中へ放出する放射性物質等による放射線被ばくから，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため，緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急時対策所 2) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3) 緊急時対策建屋換気設備 	<p>機能を代替するための機能，相互関係を明確にした上で，想定する故障に対処できる重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また，重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に整理する（第12－1図～第12－4図）。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により，技術的能力審査基準だけでなく，事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条の要求機能を満足する設備を網羅していることを確認するとともに，自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(b) 重大事故等の対処手段と設備の選定の結果 安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した重大事故等の対処手段，事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条の要求により選定した重大事故等の対処手段とその対処に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお，機能喪失を想定する安全機能を有する施設，重大事故等対処設備，自主対策設備，資機材及び整備する手順についての関係を第12－1表に示す。</p> <p>i. 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対処手段及び設備</p> <p>(i) 対処手段 重大事故等が発生した場合において，再処理施設から大気中へ放出する放射性物質等による放射線被ばく 又は有毒ガス から，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため，緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急時対策所 2) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3) 緊急時対策建屋換気設備 	<p>技術的能力 1.0 の追加要求事項を受けて有毒ガスに対しても緊急時対策所の居住性を確保することを明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>a) 緊急時対策建屋送風機 b) 緊急時対策建屋排風機 c) 緊急時対策建屋フィルタユニット d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ e) 緊急時対策建屋加圧ユニット f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 g) 対策本部室差圧計 h) 待機室差圧計 i) 監視制御盤</p> <p>4) 緊急時対策建屋環境測定設備 a) 可搬型酸素濃度計 b) 可搬型二酸化炭素濃度計 c) 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>5) 緊急時対策建屋放射線計測設備 a) 可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型エリアモニタ ・可搬型ダストサンプラ ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ b) 可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計 ・可搬型ダストモニタ ・可搬型データ伝送装置 ・可搬型発電機 ・監視測定用運搬車</p> <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための手段がある。</p> <p>緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備及び通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋情報把握設備 a) 情報収集装置 b) 情報表示装置 c) データ収集装置 d) データ表示装置</p> <p>2) 通信連絡設備</p>	<p>a) 緊急時対策建屋送風機 b) 緊急時対策建屋排風機 c) 緊急時対策建屋フィルタユニット d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ e) 緊急時対策建屋加圧ユニット f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 g) 対策本部室差圧計 h) 待機室差圧計 i) 監視制御盤</p> <p>4) 緊急時対策建屋環境測定設備 a) 可搬型酸素濃度計 b) 可搬型二酸化炭素濃度計 c) 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>5) 緊急時対策建屋放射線計測設備 a) 可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型エリアモニタ ・可搬型ダストサンプラ ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ b) 可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計 ・可搬型ダストモニタ ・可搬型データ伝送装置 ・可搬型発電機 ・監視測定用運搬車</p> <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための手段がある。</p> <p>緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備及び通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋情報把握設備 a) 情報収集装置 b) 情報表示装置 c) データ収集装置 d) データ表示装置</p> <p>2) 通信連絡設備</p>	<p>a) 緊急時対策建屋送風機 b) 緊急時対策建屋排風機 c) 緊急時対策建屋フィルタユニット d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ e) 緊急時対策建屋加圧ユニット f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 g) 対策本部室差圧計 h) 待機室差圧計 i) 監視制御盤</p> <p>4) 緊急時対策建屋環境測定設備 a) 可搬型酸素濃度計 b) 可搬型二酸化炭素濃度計 c) 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>5) 緊急時対策建屋放射線計測設備 a) 可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型エリアモニタ ・可搬型ダストサンプラ ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ b) 可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計 ・可搬型ダストモニタ ・可搬型データ伝送装置 ・可搬型発電機 ・監視測定用運搬車</p> <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための手段がある。</p> <p>緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備及び通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋情報把握設備 a) 情報収集装置 b) 情報表示装置 c) データ収集装置 d) データ表示装置</p> <p>2) 通信連絡設備</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>a) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 b) 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X c) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム d) データ伝送設備 e) 可搬型衛星電話（屋内用） f) 可搬型衛星電話（屋外用） g) 可搬型トランシーバ（屋内用） h) 可搬型トランシーバ（屋外用） i) 一般加入電話 j) 一般携帯電話 k) 衛星携帯電話 l) ファクシミリ m) ページング装置 n) 専用回線電話</p> <p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内に収容するための手段がある。 必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <p>1) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類） 2) 出入管理区画用資機材 3) 飲料水，食料等 4) 可搬型照明</p> <p>緊急時対策所の電源として，代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。 緊急時対策建屋電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋電源設備 a) 緊急時対策建屋用発電機 b) 緊急時対策建屋高压系統 6.9k V 緊急時対策建屋用母線 c) 緊急時対策建屋低压系統460V 緊急時対策建屋用母線 d) 燃料油移送ポンプ e) 燃料油配管・弁 f) 重油貯槽</p>	<p>a) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 b) 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X c) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム d) データ伝送設備 e) 可搬型衛星電話（屋内用） f) 可搬型衛星電話（屋外用） g) 可搬型トランシーバ（屋内用） h) 可搬型トランシーバ（屋外用） i) 一般加入電話 j) 一般携帯電話 k) 衛星携帯電話 l) ファクシミリ m) ページング装置 n) 専用回線電話</p> <p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内に収容するための手段がある。 必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <p>1) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類） 2) 出入管理区画用資機材 3) 飲料水，食料等 4) 可搬型照明</p> <p>緊急時対策所の電源として，代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。 緊急時対策建屋電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋電源設備 a) 緊急時対策建屋用発電機 b) 緊急時対策建屋高压系統 6.9k V 緊急時対策建屋用母線 c) 緊急時対策建屋低压系統460V 緊急時対策建屋用母線 d) 燃料油移送ポンプ e) 燃料油配管・弁 f) 重油貯槽</p>	<p>a) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 b) 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X c) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム d) データ伝送設備 e) 可搬型衛星電話（屋内用） f) 可搬型衛星電話（屋外用） g) 可搬型トランシーバ（屋内用） h) 可搬型トランシーバ（屋外用） i) 一般加入電話 j) 一般携帯電話 k) 衛星携帯電話 l) ファクシミリ m) ページング装置 n) 専用回線電話</p> <p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内に収容するための手段がある。 必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <p>1) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類） 2) 出入管理区画用資機材 3) 飲料水，食料等 4) 可搬型照明</p> <p>緊急時対策所の電源として，代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。 緊急時対策建屋電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋電源設備 a) 緊急時対策建屋用発電機 b) 緊急時対策建屋高压系統 6.9k V 緊急時対策建屋用母線 c) 緊急時対策建屋低压系統460V 緊急時対策建屋用母線 d) 燃料油移送ポンプ e) 燃料油配管・弁 f) 重油貯槽</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>g) 緊急時対策建屋用電源車 h) 可搬型電源ケーブル i) 可搬型燃料供給ホース</p> <p>(ii) 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材 技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条にて要求される緊急時対策所，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計，監視制御盤，可搬型酸素濃度計，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ，アルファ・ベータ線用サーベイメータ，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置，可搬型発電機，監視測定用運搬車，情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用），一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，ページング装置及び専用回線電話は重大事故等対処設備として設置及び配備する。 二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度は，酸素濃度と同様，居住性に関する重要な制限要素であることから，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，可搬型重大事故等対処設備として配備する。 緊急時対策建屋の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統の6.9k V 緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統の460 V 緊急時対策建</p>	<p>g) 緊急時対策建屋用電源車 h) 可搬型電源ケーブル i) 可搬型燃料供給ホース</p> <p>(ii) 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材 技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条にて要求される緊急時対策所，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計，監視制御盤，可搬型酸素濃度計，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ，アルファ・ベータ線用サーベイメータ，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置，可搬型発電機，監視測定用運搬車，情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用），一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，ページング装置及び専用回線電話は重大事故等対処設備として設置及び配備する。 二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度は，酸素濃度と同様，居住性に関する重要な制限要素であることから，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，可搬型重大事故等対処設備として配備する。 緊急時対策建屋の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統の6.9k V 緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統の460 V 緊急時対策建</p>	<p>g) 緊急時対策建屋用電源車 h) 可搬型電源ケーブル i) 可搬型燃料供給ホース</p> <p>(ii) 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材 技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条にて要求される緊急時対策所，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計，監視制御盤，可搬型酸素濃度計，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ，アルファ・ベータ線用サーベイメータ，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置，可搬型発電機，監視測定用運搬車，情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用），一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，ページング装置及び専用回線電話は重大事故等対処設備として設置及び配備する。 二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度は，酸素濃度と同様，居住性に関する重要な制限要素であることから，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，可搬型重大事故等対処設備として配備する。 緊急時対策建屋の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統の6.9k V 緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統の460 V 緊急時対策建</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>屋用母線，燃料油移送ポンプ，燃料油配管・弁及び重油貯槽は，常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>これらの選定した設備は，技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条に要求される設備を全て網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において，緊急時対策所の居住性を確保するとともに，再処理施設の内外の通信連絡を行うことが可能であることから，以下の設備は自主対策設備と位置付ける。合わせてその理由を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) データ収集装置 2) データ表示装置 <p>上記の1) 及び2) の設備は，地震により機能喪失するおそれがあることから，重大事故等対処設備とは位置付けないが，機能が維持されている場合は，迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 緊急時対策建屋用電源車 4) 可搬型電源ケーブル 5) 可搬型燃料供給ホース <p>また，3)，4) 及び5) の設備は降下火砕物の侵入を防止できないなど，重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが，重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ，当該電源車の健全性が確認できた場合には，移動，設置及びケーブルの接続等に時間を要するものの，緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから，自主対策設備として配備する。</p> <p>対策の検討に必要な資料，放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水，食料等については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>ii. 手順等 上記の i. により選定した重大事故等の対</p>	<p>屋用母線，燃料油移送ポンプ，燃料油配管・弁及び重油貯槽は，常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>これらの選定した設備は，技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条に要求される設備を全て網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において，緊急時対策所の居住性を確保するとともに，再処理施設の内外の通信連絡を行うことが可能であることから，以下の設備は自主対策設備と位置付ける。合わせてその理由を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) データ収集装置 2) データ表示装置 <p>上記の1) 及び2) の設備は，地震により機能喪失するおそれがあることから，重大事故等対処設備とは位置付けないが，機能が維持されている場合は，迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 緊急時対策建屋用電源車 4) 可搬型電源ケーブル 5) 可搬型燃料供給ホース <p>また，3)，4) 及び5) の設備は降下火砕物の侵入を防止できないなど，重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが，重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ，当該電源車の健全性が確認できた場合には，移動，設置及びケーブルの接続等に時間を要するものの，緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから，自主対策設備として配備する。</p> <p>対策の検討に必要な資料，放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水，食料等については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>ii. 手順等 上記の i. により選定した重大事故等の対</p>	<p>屋用母線，燃料油移送ポンプ，燃料油配管・弁及び重油貯槽は，常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>これらの選定した設備は，技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条に要求される設備を全て網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において，緊急時対策所の居住性を確保するとともに，再処理施設の内外の通信連絡を行うことが可能であることから，以下の設備は自主対策設備と位置付ける。合わせてその理由を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) データ収集装置 2) データ表示装置 <p>上記の1) 及び2) の設備は，地震により機能喪失するおそれがあることから，重大事故等対処設備とは位置付けないが，機能が維持されている場合は，迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 緊急時対策建屋用電源車 4) 可搬型電源ケーブル 5) 可搬型燃料供給ホース <p>また，3)，4) 及び5) の設備は降下火砕物の侵入を防止できないなど，重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが，重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ，当該電源車の健全性が確認できた場合には，移動，設置及びケーブルの接続等に時間を要するものの，緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから，自主対策設備として配備する。</p> <p>対策の検討に必要な資料，放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水，食料等については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>ii. 手順等 上記の i. により選定した重大事故等の対</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>処手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、非常時対策組織の要員の対処として「重大事故等発生時対応手順書」に定める。（第12－1表） 重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第12－2表及び第12－3表） また、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水，食料等の通常時における管理並びに運用は，防災管理部長が実施する。</p>	<p>処手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、非常時対策組織の要員の対処として「重大事故等発生時対応手順書」に定める。（第12－1表） 重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第12－2表及び第12－3表） また、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水，食料等の通常時における管理並びに運用は，防災管理部長が実施する。</p>	<p>処手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、非常時対策組織の要員の対処として「重大事故等発生時対応手順書」に定める。（第12－1表） 重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第12－2表及び第12－3表） また、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水，食料等の通常時における管理並びに運用は，防災管理部長が実施する。</p>	
<p>b. 重大事故等時の手順等 (a) 居住性を確保するための措置 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対処手段として，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により，緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放射性物質が放出する場合，緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備及び監視測定設備の放射線監視設備及び代替モニタリング設備により，放出する放射性物質による線量当量率を測定及び監視し，緊急時対策建屋換気設備により放射性物質の流入を低減することで，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばくを抑制する。 また，緊急時対策所内の線量当量率等を可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにて測定及び監視する。 さらに，緊急時対策所内が重大事故等に対処するための活動に影響がない酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の範囲にあ</p>	<p>b. 重大事故等時の手順等 (a) 居住性を確保するための措置 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対処手段として，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により，緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放射性物質が放出する場合，緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備及び監視測定設備の放射線監視設備及び代替モニタリング設備により，放出する放射性物質による線量当量率を測定及び監視し，緊急時対策建屋換気設備により放射性物質の流入を低減することで，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばくを抑制する。 また，緊急時対策所内の線量当量率等を可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにて測定及び監視する。 さらに，緊急時対策所内が重大事故等に対処するための活動に影響がない酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の範囲にあ</p>	<p>b. 重大事故等時の手順等 (a) 居住性を確保するための措置 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対処手段として，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により，緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放射性物質が放出する場合，緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備及び監視測定設備の放射線監視設備及び代替モニタリング設備により，放出する放射性物質による線量当量率を測定及び監視し，緊急時対策建屋換気設備により放射性物質の流入を低減することで，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばくを抑制する。 また，緊急時対策所内の線量当量率等を可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにて測定及び監視する。 さらに，緊急時対策所内が重大事故等に対処するための活動に影響がない酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の範囲にあ</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>ることを把握する。</p> <p>i. 緊急時対策所立ち上げの手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等^{※1}、緊急時対策所を使用し、非常時対策組織を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※1 非常時体制の発令により、非常時対策組織を設置する場合として、運転時の異常な過度変化、設計基準事故も含める。</p> <p>(i) 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順 外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動する。 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、「iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等」に基づき居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の切替手順を整備する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>2) 起動確認手順 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順の</p>	<p>ることを把握する。</p> <p>i. 緊急時対策所立ち上げの手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等^{※1}、緊急時対策所を使用し、非常時対策組織を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※1 非常時体制の発令により、非常時対策組織を設置する場合として、運転時の異常な過度変化、設計基準事故も含める。</p> <p>(i) 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順 外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動する。 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、「iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等」に基づき居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の切替手順を整備する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>2) 起動確認手順 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順の</p>	<p>ることを把握する。</p> <p>i. 緊急時対策所立ち上げの手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等^{※1}、緊急時対策所を使用し、非常時対策組織を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※1 非常時体制の発令により、非常時対策組織を設置する場合として、運転時の異常な過度変化、設計基準事故も含める。</p> <p>(i) 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順 外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動する。 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、「iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等」に基づき居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の切替手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、緊急時対策建屋換気設備による外気の取り入れを遮断することで、当該要員を有毒ガスから防護するため再循環モードに切り替える。また、必要に応じて防護具を着装する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>2) 起動確認手順 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順の</p>	<p>技術的能力 1.0 の追加要求事項を受け、緊急時対策所にとどまる要員に対する具体的な手順書を追加</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の切替概要図を第12-5図に、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順のタイムチャートを第12-6図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて起動状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。</p> <p>以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(ii) 緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順を整備する。</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の</p>	<p>概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の切替概要図を第12-5図に、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順のタイムチャートを第12-6図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて起動状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。</p> <p>以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(ii) 緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順を整備する。</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の</p>	<p>概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の切替概要図を第12-5図に、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順のタイムチャートを第12-6図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて起動状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。</p> <p>以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(ii) 緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順を整備する。</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>要員に緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は，対策本部室にて可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配置，起動し，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は，第12－7図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，10分以内に対処可能である。 以上のことから，重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>ii. 原災法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順</p> <p>(i) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合に，緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために，緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順を整備する。 また，緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータによる測定手順の概要は以下のとおり。</p>	<p>要員に緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は，対策本部室にて可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配置，起動し，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は，第12－7図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，10分以内に対処可能である。 以上のことから，重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>ii. 原災法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順</p> <p>(i) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合に，緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために，緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順を整備する。 また，緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータによる測定手順の概要は以下のとおり。</p>	<p>要員に緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は，対策本部室にて可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配置，起動し，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は，第12－7図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，10分以内に対処可能である。 以上のことから，重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>ii. 原災法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順</p> <p>(i) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合に，緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために，緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順を整備する。 また，緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータによる測定手順の概要は以下のとおり。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの配置及び測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、対策本部室にて可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを配置及び起動し、緊急時対策所内の線量当量率及び放射性物質濃度の測定を行う（測定範囲は、第12-7図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、10分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(ii) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順を整備する。 可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタによる測定結果は、可搬型データ伝送装置により緊急時対策所に伝送する。 火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p>	<p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの配置及び測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、対策本部室にて可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを配置及び起動し、緊急時対策所内の線量当量率及び放射性物質濃度の測定を行う（測定範囲は、第12-7図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、10分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(ii) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順を整備する。 可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタによる測定結果は、可搬型データ伝送装置により緊急時対策所に伝送する。 火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p>	<p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの配置及び測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、対策本部室にて可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを配置及び起動し、緊急時対策所内の線量当量率及び放射性物質濃度の測定を行う（測定範囲は、第12-7図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、10分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(ii) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順を整備する。 可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタによる測定結果は、可搬型データ伝送装置により緊急時対策所に伝送する。 火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>2) 操作手順</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質の濃度測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による空气中の線量当量率及び放射性物質濃度の測定手順のタイムチャートを第12－8図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質濃度の測定を指示する。</p> <p>② 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。</p> <p>③ 可搬型環境モニタリング設備の電源は、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機から給電する。可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。</p> <p>④ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、緊急時対策建屋周辺における線量当量率を連続測定するとともに、空气中的放射性物質を捕集及び測定する。</p> <p>⑤ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に緊急時対策所に連絡する。</p> <p>⑥ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置を可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタに接続し、測定データを無線により緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定データは、緊急時対策所において緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p>	<p>2) 操作手順</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質の濃度測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による空气中の線量当量率及び放射性物質濃度の測定手順のタイムチャートを第12－8図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質濃度の測定を指示する。</p> <p>② 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。</p> <p>③ 可搬型環境モニタリング設備の電源は、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機から給電する。可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。</p> <p>④ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、緊急時対策建屋周辺における線量当量率を連続測定するとともに、空气中的放射性物質を捕集及び測定する。</p> <p>⑤ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に緊急時対策所に連絡する。</p> <p>⑥ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置を可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタに接続し、測定データを無線により緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定データは、緊急時対策所において緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p>	<p>2) 操作手順</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質の濃度測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による空气中の線量当量率及び放射性物質濃度の測定手順のタイムチャートを第12－8図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質濃度の測定を指示する。</p> <p>② 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。</p> <p>③ 可搬型環境モニタリング設備の電源は、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機から給電する。可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。</p> <p>④ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、緊急時対策建屋周辺における線量当量率を連続測定するとともに、空气中的放射性物質を捕集及び測定する。</p> <p>⑤ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に緊急時対策所に連絡する。</p> <p>⑥ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置を可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタに接続し、測定データを無線により緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定データは、緊急時対策所において緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後，実施責任者，放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人，放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人で行い，1時間以内に対処可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては，通常の実施対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに，非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>重大事故等の対処時においては，中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。</p> <p>iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し，居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>(i) 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員について</p> <p>緊急時対策所には，支援組織の要員及び実施組織並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p> <p>気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれのある場合は，外気の取り入れを遮断し，緊急時対策建屋加圧ユニットにより空気を供給することで，非常時対策組織の要員の約50人がとどまり活動を継続することができる。</p>	<p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後，実施責任者，放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人，放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人で行い，1時間以内に対処可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては，通常の実施対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに，非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>重大事故等の対処時においては，中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。</p> <p>iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し，居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>(i) 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員について</p> <p>緊急時対策所には，支援組織の要員及び実施組織並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p> <p>気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれのある場合は，外気の取り入れを遮断し，緊急時対策建屋加圧ユニットにより空気を供給することで，非常時対策組織の要員の約50人がとどまり活動を継続することができる。</p>	<p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後，実施責任者，放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人，放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人で行い，1時間以内に対処可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては，通常の実施対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに，非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>重大事故等の対処時においては，中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。</p> <p>iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し，居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>(i) 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員について</p> <p>緊急時対策所には，支援組織の要員及び実施組織並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p> <p>気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれのある場合は，外気の取り入れを遮断し，緊急時対策建屋加圧ユニットにより空気を供給することで，非常時対策組織の要員の約50人がとどまり活動を継続することができる。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(ii) 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備による再循環モード切替判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>再循環モードへの切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>再循環モードへの切替手順のタイムチャートを第12-10図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへの切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認後、ダンパ開閉操作（給気側及び排気側のダンパを開閉操作並びに再循環ラインのダンパを開閉操作すること。）をするとともに、緊急時対策建屋排風機の停止により、緊急時対策建屋換気設備を再循環モ</p>	<p>(ii) 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備による再循環モード切替判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>再循環モードへの切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>再循環モードへの切替手順のタイムチャートを第12-10図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへの切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認後、ダンパ開閉操作（給気側及び排気側のダンパを開閉操作並びに再循環ラインのダンパを開閉操作すること。）をするとともに、緊急時対策建屋排風機の停止により、緊急時対策建屋換気設備を再循環モ</p>	<p>(ii) 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、有毒ガスの発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、有毒ガスの発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備による再循環モード切替判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>再循環モードへの切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>再循環モードへの切替手順のタイムチャートを第12-10図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへの切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認後、ダンパ開閉操作（給気側及び排気側のダンパを開閉操作並びに再循環ラインのダンパを開閉操作すること。）をするとともに、緊急時対策建屋排風機の停止により、緊急時対策建屋換気設備を再循環モ</p>	<p>技術的能力 1.0 の追加要求事項を受けて有毒ガスに対しても緊急時対策所の居住性を確保することを明確化</p> <p>技術的能力 1.0 の追加要求事項を受けて有毒ガスに対しても緊急時対策所の居住性を確保することを明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>ードへ切り替える。</p> <p>③ その後、停止した緊急時対策建屋排風機の弁及びダンパの閉操作を行い、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認する。</p> <p>④ 再循環モードでの運転状態において、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は対策本部室の差圧の低下により居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、外気取入加圧モードに切り替え、居住性を確保する。</p> <p>また、再循環モードでの運転状態において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧により、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間40分以内に対処可能である。</p> <p>(iii) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順</p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に、緊急時対策建屋加圧ユニットにより加圧する手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p>	<p>ードへ切り替える。</p> <p>③ その後、停止した緊急時対策建屋排風機の弁及びダンパの閉操作を行い、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認する。</p> <p>④ 再循環モードでの運転状態において、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は対策本部室の差圧の低下により居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、外気取入加圧モードに切り替え、居住性を確保する。</p> <p>また、再循環モードでの運転状態において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧により、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間40分以内に対処可能である。</p> <p>(iii) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順</p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に、緊急時対策建屋加圧ユニットにより加圧する手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p>	<p>ードへ切り替える。</p> <p>③ その後、停止した緊急時対策建屋排風機の弁及びダンパの閉操作を行い、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認する。</p> <p>④ 再循環モードでの運転状態において、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は対策本部室の差圧の低下により居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、外気取入加圧モードに切り替え、居住性を確保する。</p> <p>また、再循環モードでの運転状態において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧により、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間40分以内に対処可能である。</p> <p>(iii) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順</p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に、緊急時対策建屋加圧ユニットにより加圧する手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがあると判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順のタイムチャートを第12-11図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の準備を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の本部長は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合、不要な被ばくを防ぐため、緊急時対策所内にとどまる必要のない要員へ再処理事業所の外への一時退避を指示する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、待機室に移動し、緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパの閉操作及び扉を閉とする。</p> <p>④ 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所の居住性を確保できなくなるおそれがあると判断した場合は、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を指示する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を開操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を開始する。</p> <p>⑥ 非常時対策組織の要員は、差圧が確保されていることを確認する。</p>	<p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがあると判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順のタイムチャートを第12-11図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の準備を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の本部長は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合、不要な被ばくを防ぐため、緊急時対策所内にとどまる必要のない要員へ再処理事業所の外への一時退避を指示する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、待機室に移動し、緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパの閉操作及び扉を閉とする。</p> <p>④ 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所の居住性を確保できなくなるおそれがあると判断した場合は、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を指示する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を開操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を開始する。</p> <p>⑥ 非常時対策組織の要員は、差圧が確保されていることを確認する。</p>	<p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがあると判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順のタイムチャートを第12-11図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の準備を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の本部長は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合、不要な被ばくを防ぐため、緊急時対策所内にとどまる必要のない要員へ再処理事業所の外への一時退避を指示する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、待機室に移動し、緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパの閉操作及び扉を閉とする。</p> <p>④ 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所の居住性を確保できなくなるおそれがあると判断した場合は、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を指示する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を開操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を開始する。</p> <p>⑥ 非常時対策組織の要員は、差圧が確保されていることを確認する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後，待機室において，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の開始を指示してから，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，45分以内に対処可能である。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧操作は，手動弁の開操作であり，速やかに対処が可能である。</p> <p>(iv) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に，下降に転じ，さらに安定的な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合に，緊急時対策建屋換気設備を緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に，下降に転じ，さらに安定的な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下したと判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧停止判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>外気取入加圧モードへの切替手順のタイムチャートを第12-12図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の判断基準に基づき，非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えを指示する。</p>	<p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後，待機室において，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の開始を指示してから，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，45分以内に対処可能である。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧操作は，手動弁の開操作であり，速やかに対処が可能である。</p> <p>(iv) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に，下降に転じ，さらに安定的な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合に，緊急時対策建屋換気設備を緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に，下降に転じ，さらに安定的な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下したと判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧停止判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>外気取入加圧モードへの切替手順のタイムチャートを第12-12図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の判断基準に基づき，非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えを指示する。</p>	<p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後，待機室において，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の開始を指示してから，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，45分以内に対処可能である。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧操作は，手動弁の開操作であり，速やかに対処が可能である。</p> <p>(iv) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に，下降に転じ，さらに安定的な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合に，緊急時対策建屋換気設備を緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に，下降に転じ，さらに安定的な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下したと判断した場合。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧停止判断のフローチャートを第12-9図に示す。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>外気取入加圧モードへの切替手順のタイムチャートを第12-12図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の判断基準に基づき，非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えを指示する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>② 非常時対策組織の要員は，設備監視室へ移動し，監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態を確認するとともに，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を開始する。</p> <p>③ ダンパを開操作するとともに緊急時対策建屋排風機を起動し，給気側及び排気側のダンパを開操作並びに再循環ラインのダンパを閉操作し，緊急時対策建屋換気設備を外気取入加圧モードへ切り替える。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は，設備監視室へ移動し，監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は，待機室において緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパ開操作及び緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を閉操作し，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を停止する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，緊急時対策建屋換気設備の外気取入加圧モードへの切り替えを指示してから，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，2時間30分以内に対処可能である。</p> <p>(b) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置 重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により，必要なパラメータを監視又は収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 また，重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。 重大事故等が発生した場合において，通信連</p>	<p>② 非常時対策組織の要員は，設備監視室へ移動し，監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態を確認するとともに，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を開始する。</p> <p>③ ダンパを開操作するとともに緊急時対策建屋排風機を起動し，給気側及び排気側のダンパを開操作並びに再循環ラインのダンパを閉操作し，緊急時対策建屋換気設備を外気取入加圧モードへ切り替える。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は，設備監視室へ移動し，監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は，待機室において緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパ開操作及び緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を閉操作し，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を停止する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，緊急時対策建屋換気設備の外気取入加圧モードへの切り替えを指示してから，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，2時間30分以内に対処可能である。</p> <p>(b) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置 重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により，必要なパラメータを監視又は収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 また，重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。 重大事故等が発生した場合において，通信連</p>	<p>② 非常時対策組織の要員は，設備監視室へ移動し，監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態を確認するとともに，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を開始する。</p> <p>③ ダンパを開操作するとともに緊急時対策建屋排風機を起動し，給気側及び排気側のダンパを開操作並びに再循環ラインのダンパを閉操作し，緊急時対策建屋換気設備を外気取入加圧モードへ切り替える。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は，設備監視室へ移動し，監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は，待機室において緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパ開操作及び緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を閉操作し，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を停止する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，緊急時対策建屋換気設備の外気取入加圧モードへの切り替えを指示してから，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，2時間30分以内に対処可能である。</p> <p>(b) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置 重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により，必要なパラメータを監視又は収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 また，重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。 重大事故等が発生した場合において，通信連</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>絡設備により，再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>外部電源喪失時は，緊急時対策建屋電源設備からの給電により，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>i．緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順 重大事故等が発生した場合に，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間，通信連絡設備により，必要なパラメータの情報を収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を行うための手順を整備する。</p> <p>必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>ii．緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順 重大事故等が発生した場合に，緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順を整備する。</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋情報把握設備による監視手順の概要は以下のとおり。 なお，緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置については，常時，伝送が行われており操作は必要ない。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の</p>	<p>絡設備により，再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>外部電源喪失時は，緊急時対策建屋電源設備からの給電により，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>i．緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順 重大事故等が発生した場合に，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間，通信連絡設備により，必要なパラメータの情報を収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を行うための手順を整備する。</p> <p>必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>ii．緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順 重大事故等が発生した場合に，緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順を整備する。</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋情報把握設備による監視手順の概要は以下のとおり。 なお，緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置については，常時，伝送が行われており操作は必要ない。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の</p>	<p>絡設備により，再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>有毒ガス発生時には，通信連絡設備により認知し，緊急時対策建屋換気設備による外気の取り込みを遮断する。</p> <p>外部電源喪失時は，緊急時対策建屋電源設備からの給電により，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>i．緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順 重大事故等が発生した場合に，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間，通信連絡設備により，必要なパラメータの情報を収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を行うための手順を整備する。</p> <p>有毒ガス発生時には，通信連絡設備により認知し，緊急時対策建屋換気設備による外気の取り込みを遮断する手順に着手する。</p> <p>必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>ii．緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順 重大事故等が発生した場合に，緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順を整備する。</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋情報把握設備による監視手順の概要は以下のとおり。 なお，緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置については，常時，伝送が行われており操作は必要ない。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の</p>	<p>通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知して緊急時対策所の居住性を確保することを明確化</p> <p>通信連絡設備により有毒ガスの発生を認知して緊急時対策所の居住性を確保することを明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視の開始を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、手順着手の判断基準に基づき、情報収集装置への接続を確認し、情報表示装置を起動する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、情報表示装置により、各パラメータの監視を開始する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>iii. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>iv. 通信連絡に関する手順等 重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第12-4表に、通信連絡設備の系統概要図を第12-13図に示す。 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(c) 必要な数の要員の収容に係る措置 緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支</p>	<p>判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視の開始を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、手順着手の判断基準に基づき、情報収集装置への接続を確認し、情報表示装置を起動する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、情報表示装置により、各パラメータの監視を開始する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>iii. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>iv. 通信連絡に関する手順等 重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第12-4表に、通信連絡設備の系統概要図を第12-13図に示す。 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(c) 必要な数の要員の収容に係る措置 緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支</p>	<p>判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視の開始を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、手順着手の判断基準に基づき、情報収集装置への接続を確認し、情報表示装置を起動する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、情報表示装置により、各パラメータの監視を開始する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>iii. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>iv. 通信連絡に関する手順等 重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第12-4表に、通信連絡設備の系統概要図を第12-13図に示す。 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(c) 必要な数の要員の収容に係る措置 緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p> <p>なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設と共用した場合であっても飲料水、食料等及び放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）は、再処理施設の重大事故等の対処に悪影響を及ぼさない。</p> <p>i. 放射線管理 (i) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等</p> <p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。</p> <p>非常時対策組織の本部長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線計測器を用いて作業現場の指示値の測定を行う。</p>	<p>援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p> <p>なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設と共用した場合であっても飲料水、食料等及び放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）は、再処理施設の重大事故等の対処に悪影響を及ぼさない。</p> <p>i. 放射線管理 (i) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等</p> <p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。</p> <p>非常時対策組織の本部長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線計測器を用いて作業現場の指示値の測定を行う。</p>	<p>援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p> <p>なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設と共用した場合であっても飲料水、食料等及び放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）は、再処理施設の重大事故等の対処に悪影響を及ぼさない。</p> <p>i. 放射線管理 (i) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等</p> <p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況及び有毒ガスが発生した状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。</p> <p>非常時対策組織の本部長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線計測器を用いて作業現場の指示値の測定を行う。</p>	<p>有毒ガス防護として防護具類を使用することを明確にするための記載を追加</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>なお、緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は、最大で約4mSvであり7日間で100mSvを超えないが、緊急時対策建屋には、自主対策として全面マスク及び半面マスク等を配備する。また、緊急時対策所において活動する非常時対策組織の要員は、交代要員を確保する。</p> <p>(ii) 出入管理区画の設置及び運用手順 緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順を整備する。 出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。 簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。 出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 非常時対策組織の本部長が原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 出入管理区画の設置及び運用の手順の概要は以下のとおり。 出入管理区画設置のタイムチャートを第12-14図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手</p>	<p>なお、緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は、最大で約4mSvであり7日間で100mSvを超えないが、緊急時対策建屋には、自主対策として全面マスク及び半面マスク等を配備する。また、緊急時対策所において活動する非常時対策組織の要員は、交代要員を確保する。</p> <p>(ii) 出入管理区画の設置及び運用手順 緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順を整備する。 出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。 簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。 出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 非常時対策組織の本部長が原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 出入管理区画の設置及び運用の手順の概要は以下のとおり。 出入管理区画設置のタイムチャートを第12-14図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手</p>	<p>なお、緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は、最大で約4mSvであり7日間で100mSvを超えないが、緊急時対策建屋には、自主対策として全面マスク及び半面マスク等を配備する。また、緊急時対策所において活動する非常時対策組織の要員は、交代要員を確保する。</p> <p>(ii) 出入管理区画の設置及び運用手順 緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順を整備する。 出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。 簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。 出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 非常時対策組織の本部長が原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 出入管理区画の設置及び運用の手順の概要は以下のとおり。 出入管理区画設置のタイムチャートを第12-14図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋の出入口付近に出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合、可搬型照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、出入管理区画に出入管理区画用資機材を準備、移動及び設置し、床及び壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は、各エリア間にバリアを設けるとともに、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 非常時対策組織の要員は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、作業開始を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員3人の合計4人で行い、1時間以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(iii) 緊急時対策建屋換気設備の切替手順 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側へ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要と判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 緊急時対策建屋換気設備を待機側に切り</p>	<p>の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋の出入口付近に出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合、可搬型照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、出入管理区画に出入管理区画用資機材を準備、移動及び設置し、床及び壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は、各エリア間にバリアを設けるとともに、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 非常時対策組織の要員は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、作業開始を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員3人の合計4人で行い、1時間以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(iii) 緊急時対策建屋換気設備の切替手順 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側へ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要と判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 緊急時対策建屋換気設備を待機側に切り</p>	<p>の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋の出入口付近に出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合、可搬型照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、出入管理区画に出入管理区画用資機材を準備、移動及び設置し、床及び壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は、各エリア間にバリアを設けるとともに、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 非常時対策組織の要員は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、作業開始を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員3人の合計4人で行い、1時間以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>(iii) 緊急時対策建屋換気設備の切替手順 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側へ切り替える手順を整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要と判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 緊急時対策建屋換気設備を待機側に切り</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>替える手順の概要は以下のとおり。 緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャートを第12-15図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて機器状態及び差圧の確認後、ダンパを開操作し、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策所内の差圧が確保されていることを確認後、停止機器のダンパ又は弁の閉操作を実施する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間以内に対処可能である。</p> <p>ii. 飲料水、食料等の維持管理 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 非常時対策組織の本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。 また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安（アルファ線を放出する核種 $7 \times 10^{-7} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 未満、アルファ線を放出し</p>	<p>替える手順の概要は以下のとおり。 緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャートを第12-15図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて機器状態及び差圧の確認後、ダンパを開操作し、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策所内の差圧が確保されていることを確認後、停止機器のダンパ又は弁の閉操作を実施する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間以内に対処可能である。</p> <p>ii. 飲料水、食料等の維持管理 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 非常時対策組織の本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。 また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安（アルファ線を放出する核種 $7 \times 10^{-7} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 未満、アルファ線を放出し</p>	<p>替える手順の概要は以下のとおり。 緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャートを第12-15図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて機器状態及び差圧の確認後、ダンパを開操作し、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策所内の差圧が確保されていることを確認後、停止機器のダンパ又は弁の閉操作を実施する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間以内に対処可能である。</p> <p>ii. 飲料水、食料等の維持管理 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 非常時対策組織の本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。 また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安（アルファ線を放出する核種 $7 \times 10^{-7} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 未満、アルファ線を放出し</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>ない核種 $3 \times 10^{-4} \text{ Bq} / \text{cm}^3$未満) よりも高くなった場合であっても、非常時対策組織の本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>(d) 緊急時対策建屋電源設備からの給電措置 重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために、代替電源設備から給電するための手順を整備する。 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統の460V緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。</p> <p>i. 緊急時対策建屋用発電機による給電手順 緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋用発電機が2台自動起動し、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。 緊急時対策建屋用発電機の1台が起動しない場合又は停止した場合でも、緊急時対策建屋用発電機の2台目が自動起動しているため、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。 火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始し、外部電源が喪失した場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p>	<p>ない核種 $3 \times 10^{-4} \text{ Bq} / \text{cm}^3$未満) よりも高くなった場合であっても、非常時対策組織の本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>(d) 緊急時対策建屋電源設備からの給電措置 重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために、代替電源設備から給電するための手順を整備する。 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統の460V緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。</p> <p>i. 緊急時対策建屋用発電機による給電手順 緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋用発電機が2台自動起動し、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。 緊急時対策建屋用発電機の1台が起動しない場合又は停止した場合でも、緊急時対策建屋用発電機の2台目が自動起動しているため、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。 火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始し、外部電源が喪失した場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p>	<p>ない核種 $3 \times 10^{-4} \text{ Bq} / \text{cm}^3$未満) よりも高くなった場合であっても、非常時対策組織の本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>(d) 緊急時対策建屋電源設備からの給電措置 重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために、代替電源設備から給電するための手順を整備する。 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統の460V緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。</p> <p>i. 緊急時対策建屋用発電機による給電手順 緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋用発電機が2台自動起動し、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。 緊急時対策建屋用発電機の1台が起動しない場合又は停止した場合でも、緊急時対策建屋用発電機の2台目が自動起動しているため、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。 火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。 また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始し、外部電源が喪失した場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>自動起動する緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策建屋の電源系統概略図を第12-16図に、燃料供給系統概略図を第12-17図に、緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順のタイムチャートを第12-18図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所の給電状態の確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））の受電遮断器が投入していることを確認し、自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））により給電していること、電圧及び周波数を確認し、非常時対策組織の本部長へ報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、自動起動した緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>ii. 緊急時対策建屋用電源車（自主対策設備）による給電手順 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止した場合に、緊急時対策建屋用電源車を配備することにより、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>	<p>自動起動する緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策建屋の電源系統概略図を第12-16図に、燃料供給系統概略図を第12-17図に、緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順のタイムチャートを第12-18図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所の給電状態の確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））の受電遮断器が投入していることを確認し、自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））により給電していること、電圧及び周波数を確認し、非常時対策組織の本部長へ報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、自動起動した緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>ii. 緊急時対策建屋用電源車（自主対策設備）による給電手順 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止した場合に、緊急時対策建屋用電源車を配備することにより、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>	<p>自動起動する緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策建屋の電源系統概略図を第12-16図に、燃料供給系統概略図を第12-17図に、緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順のタイムチャートを第12-18図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所の給電状態の確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））の受電遮断器が投入していることを確認し、自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））により給電していること、電圧及び周波数を確認し、非常時対策組織の本部長へ報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、自動起動した緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。</p> <p>ii. 緊急時対策建屋用電源車（自主対策設備）による給電手順 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止した場合に、緊急時対策建屋用電源車を配備することにより、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(i) 手順着手の判断基準 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止したと判断した場合。</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋用電源車による、緊急時対策所に給電する手順の概要は以下のとおり。 緊急時対策建屋用電源車による給電手順のタイムチャートを第12-19図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋電源設備の状態を確認し、緊急時対策建屋用電源車を外部保管エリアから緊急時対策建屋近傍に移動し、緊急時対策建屋用電源車接続口まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。 また、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋の燃料供給配管まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、緊急時対策建屋用電源車による給電が可能であることを非常時対策組織の本部長に報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員6人の合計7人で行い、可搬型燃料供給ホースの接続口への接続まで2時間以内に対処可能である。 本対処は、時間及び要員数に余裕がある際に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対応に悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(i) 手順着手の判断基準 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止したと判断した場合。</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋用電源車による、緊急時対策所に給電する手順の概要は以下のとおり。 緊急時対策建屋用電源車による給電手順のタイムチャートを第12-19図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋電源設備の状態を確認し、緊急時対策建屋用電源車を外部保管エリアから緊急時対策建屋近傍に移動し、緊急時対策建屋用電源車接続口まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。 また、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋の燃料供給配管まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、緊急時対策建屋用電源車による給電が可能であることを非常時対策組織の本部長に報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員6人の合計7人で行い、可搬型燃料供給ホースの接続口への接続まで2時間以内に対処可能である。 本対処は、時間及び要員数に余裕がある際に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対応に悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>(i) 手順着手の判断基準 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止したと判断した場合。</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋用電源車による、緊急時対策所に給電する手順の概要は以下のとおり。 緊急時対策建屋用電源車による給電手順のタイムチャートを第12-19図に示す。</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋電源設備の状態を確認し、緊急時対策建屋用電源車を外部保管エリアから緊急時対策建屋近傍に移動し、緊急時対策建屋用電源車接続口まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。 また、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋の燃料供給配管まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、緊急時対策建屋用電源車による給電が可能であることを非常時対策組織の本部長に報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員6人の合計7人で行い、可搬型燃料供給ホースの接続口への接続まで2時間以内に対処可能である。 本対処は、時間及び要員数に余裕がある際に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対応に悪影響を及ぼすことはない。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（緊急時対策所）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	